

横須賀市eスポーツ協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協会は、横須賀市eスポーツ協会(以下「本協会」という)と称する。

(設立目的・方針)

第2条 本協会の活動目的は、eスポーツそして横須賀市の発展に寄与する物と規定する。この目的を達成するために、以下の方針を併せて規定する。

(1) ゲームがスポーツとして認知されるよう普及・拡大活動をする。

(2) eスポーツを通じて、様々な立場の人の交流や心身の健全な発達を促し、eスポーツ文化の発展に寄与する。

(3)eスポーツを通じて、横須賀市の魅力を発信し市の発展に寄与する。

第2章 会員

(会員)

第3条 会員とは、当協会の目的に賛同して入会し、その趣旨に沿った活動、事業を行う、又は応援する個人または法人及び団体等をいう。

(会員区分及び会費)

第4条 会員区分及び会費は、別表の会員区分及び会費規則に掲げる。

(会長)

第5条 本協会に会長を置き、会員の中から理事会で選任する。

(会長の職務)

第6条 会長は本協会を代表し、会務を総理する。

(入会)

第7条 入会手続きは、次のとおりとする。

特別会員:理事会からの推薦を受けなければならぬ。

一般会員:一般会員として入会を希望するものは、当協会のホームページより「一般会員入会申込フォーム」に必要事項を記して申し込みを行い、事務局からの承認を受けなければならぬ。

学生会員:学生会員として入会を希望するものは、当協会のホームページより「学生会員入会申込フォーム」に必要事項を記して申し込みを行い、事務局からの承認を受けなければならぬ。

賛助会員:賛助会員として入会を希望するものは、当協会ホームページより「賛助会員入会申込フォーム」に必要事項を記して申し込みを行い、提供する金銭、物品、またはサービス等の提供について理事会の確認を得なければならない。

第8条 次の事項に該当する個人、団体及び法人の当協会への入会は一切認めない。

(1) 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者その他これらに類するもの。

(2) 前号に掲げるもののほか、公序良俗に反するもの。

(退会)

第9条 会員は、事務局の承認を得て、退会することができる。

第3章 理事会

(理事会)

第10条 本協会の意思決定機関として毎月1回の理事会を置く。

(事務局)

第11条 事務局は理事会の意思決定を受け活動するために会長が任命する。

(事務局長)

第12条 事務局長は事務局員の中から会長が任命する。

(事務局長の職務)

第13条 事務局長は、会長からの委任を受け、本協会の運営に関する事項及び会務を総理する。

2 事務局長は、理事会の議決事項について、緊急を要するため理事会を招集する時間的余裕がないと認められるときは、当該事項について専決することができる。この場合において、事務局長は、次の理事会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(理事会の議決事項)

第14条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 事業報告の承認
- (3) 規約の制定及び改廃
- (4) 事務局長が専決した事項の承認
- (5) 本協会の解散
- (6) その他本協会の重要事項

(招集)

第15条 理事会は、会長及び事務局長が必要に応じて召集する。

(定足数)

第16条 理事会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 理事は、理事会に出席することができないときは、事務局に表決権を委任することができる。この場合において、前項及び次項の適用については、当該事務局は理事会に出席したものとみなす。

(議決)

第17条 理事会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第6章 顧問、参与

(顧問)

第18条 本協会の事業に助言及び協力を求めるため、第一線で活躍する業界関係者等を顧問に置くことができる。

2 顧問は、会長及び事務局長が委嘱する。

(参与)

第19条 本協会の運営等に関し、必要な助言及び意見を聞くため、参与を置くことができる。

2 参与は、会長及び事務局長が委嘱する。

第7章 財務

(収入)

第20条 本協会の経費は、会員会費、協賛金、事業に伴う収入、その他の収入をもって充てる。

(事業年度及び会計年度)

第21条 本協会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり、翌3月31日までとする。

第8章 規約の変更、本協会の解散

(規約の変更)

第22条 規約を変更するときは、理事会に出席した理事の過半数の議決を経なければならぬ。

(解散)

第23条 本協会を解散するときは、理事総数の4分の3以上の多数の同意による理事会の議決を要する。

(残余財産の処分)

第24条 解散のときに存する残余財産は、理事会において、委員総数の4分の3以上の多数による議決をもって、その処分方法を決定するものとする。

第9章 雜則

(委任)

第25条 本規約の定めるもののほか、必要な事項は理事会が定める。

令和2年9月25日施行

令和3年2月24日 改定

令和4年12月17日改定